

一般社団法人日本考古学協会規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本考古学協会（以下「協会」という。）定款第20条の規定に基づき、定款の定めを実行するために必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 正会員

(入会資格)

第2条 協会の目的に賛同し、研究者として自覚をもち、協会が定める入会資格基準を満たす者は入会することができる。

(入会申請)

第3条 入会を希望する者は、定款第6条に基づき、別に定める入会申込書のほか業績資料正会員の推薦がある場合は別に定める推薦書を添えて、協会に申し込むこととする。

(審査委員)

第4条 会長は、正会員中から15名程度を入会資格審査委員に委嘱する。委員の委嘱は、年度ごとに行う。

2 審査委員の再任は妨げないが、引き続き3期以上委員になることはできない。

(審査)

第5条 入会資格審査委員会は、委員長を互選し、入会希望者の申請書類及び業績資料を審査する。

第6条 入会資格審査委員会は、一次審査を経た入会希望者のリストを正会員に通知し、正会員からの意見を受け付ける。

(入会の決定)

第7条 入会資格審査委員会は、審議の結果を総会に報告し、総会は入会の可否を決定する
(入会の手続き)

第8条 入会を認められた者は、所定の手続きを経て、定款第5条第1項第1号の正会員になる。

第3章 会費

(年会費の額)

第9条 正会員の会費は、年額1万円とする。

(会費の納入)

第10条 会費は、前納するものとする。

(会費未納による会員資格の喪失)

第11条 会費を3年以上滞納した者は、正会員の資格を喪失する。

(会費の免除)

第12条 災害等により、甚大な被害を受けた正会員に対して、別に基準を定め、本人の申し出に基づいて一定期間会費を免除する。なお、日本考古学協会（非法人）において会費を免除されていた正会員に対しては、引き続き会費を免除する。

第4章 賛助会員・名誉会員

(賛助会員・名誉会員)

第13条 賛助会員・名誉会員については、別に規定を定める。

第5章 総会の運営

(総会の招集)

第14条 総会を招集するには、当該総会の日の3週間前までに、各正会員に対して議事を示した書面を事務所の掲示板に掲示するとともに、会報に公告して通知しなければならない。

(議事録)

第15条 総会の議事については、議事録を作成し、会報で正会員に告知する。

(その他の必要事項)

第16条 その他、総会の運営に必要な事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び協会定款による。

第6章 理事の選挙

(選挙権と被選挙権)

第17条 正会員は、理事の選挙権と被選挙権を有する。立候補の有無にかかわらず本規則第23条によって被選挙権のない正会員を除くすべての正会員に対し、投票することができる。

(選挙管理委員)

第18条 会長は選挙に際して、正会員の中から15名程度を選挙管理委員に委嘱し、選挙管理委員会は委員長を互選する。

2 選挙管理委員の任期は2年とし、再任は妨げないが、引き続き3期以上委員となることはできない。

(選挙の実施)

第19条 立候補する正会員は、別紙様式の立候補届と自薦文章及び顔写真を添えて選挙管理委員会に届け出る。また、候補者を推薦する正会員は、候補者推薦届と推薦文章を添えて選挙管理委員会に届ける。ただし、自薦、推薦文は合わせて800字以内とする。

第20条 選挙管理委員会は、第19条の届け出に基づき選挙公報を作成し、有権者名簿とともに正会員に配布する。

第21条 投票は、郵送による無記名投票とし、所定の投票用紙に15名以内の正会員名を記する。

(当選者の確定)

第22条 理事の定数を24名（1名は常務理事兼事務局長）とし、そのうち常務理事を除く23名を理事選挙で選出する。北海道・東北・関東（東京を除く）・東京・中部・近畿・中四国・九州沖縄の各地区の最高得票者8名及び各地区の最高得票者を除く得票上位15名を当選とする。得票同数の場合は抽選により当選者を決定する。

2 辞退者あるいは中途退任者が出た場合は、順次繰り上げる。

3 繰り上げ当選者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 中途退任理事補欠に際しては、その地区に欠員が生じても、次点の者を繰り上げるものとする。

第23条 常務理事を除く理事の任期は定款第26条のとおりとする。

第7章 理事会

(理事会の招集)

第24条 会長は、年に6回以上定期的に理事会を招集する。また、必要に応じて招集することができる。

(理事会の議事運営)

第25条 理事会の議長は、定款第33条のとおりとする。

(理事の会務分掌)

第26条 理事の会務分掌は、別に定める。

第8章 常置委員会及び小委員会等の設置

(委員会の設置及び解散)

第27条 協会に、埋蔵文化財保護対策委員会、機関誌『日本考古学』編集委員会、英文機関誌編集委員会、国際交流委員会、研究環境検討委員会、社会科・歴史教科書等検討委員会、広報委員会の7常置委員会を置く。

2 常置委員会は、設置の必要性がなくなつたと判断されたとき、理事会の決議を経て解散することができる。常置委員会が解散したときは、総会に報告するものとする。

3 常置委員会は、理事会の決議を経てこれを設置し、総会にその設置を報告するものとする。

4 重要かつ緊急性のある課題に対応するために小委員会を置くことができる。

5 小委員会の設置期間は6年以内とし、業務の終結をもって解散とする。

(委員及び組織)

第28条 委員会の委員は、特段の定めのあるものの他は、理事会の承認を経て正会員の中から、会長が委嘱する。委員の定数は各委員会規定に定めるが、理事(常務理事を除く)は、委員を兼ねることができる。

2 関連科学及び関連業務分野に関して必要があると認められたときは、正会員以外の者を委員として委嘱することができる。

第29条 委員の任期は2年とし、再任を妨げないが引き続き4期以上その任に当たることはできない。ただし、特別な理由があり、会長が必要と認めた場合はその限りではない。

2 充て職の委員の任期は、本務の任期による。

3 委員が任期中に辞任したときは、補欠委員を置くことができる。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

(費用弁償)

第30条 委員は無報酬とする。

2 第28条第2項に定めのある委員は、第1項の定めにかかわらず、報酬を支給することができる。

(特別委員会の設置)

第31条 常置委員会及び小委員会の他に、全国的な規模あるいは共通する重要課題について、特別委員会を設置することができる。

(委員会の運営規定)

第32条 各種委員会の運営に関し、必要な事項は、別に規定を定める。

第9章 会員の顕彰

(顕彰の目的)

第33条 協会は、協会の活性化並びに考古学の啓発と普及、人材の育成、社会貢献を目的に、考古学上の業績及び関連諸分野における考古学関係の業績を賞するため、日本考古学協会賞を設ける。

(顕彰の規定)

第34条 協会は、前条の目的に適合した業績に対し、別に定める規定に基づいて選考し、当該賞を授与する。

第10章 旅費

(旅費の支給)

第35条 協会が主催する会議や事業等、もしくは協会がかかわる会議や行事等に、会長から参加の要請を受けた者には、別に定める規定によって旅費を支給する。

(支給の区分)

第36条 支給する交通費は、鉄道費・船賃・航空費・車賃等で、路程に応じた旅客運賃により支給する。

2 交通費の計算は、最も経済的・能率的な通常の経路・方法により旅行した場合による。

3 前項の規定にかかわらず、本人の申し出により、その額を減額できる。

(適用の基準)

第37条 第36条及び規定に該当しない事項については、その都度、会長・財務担当理事及び事務局長が協議して定めるが、原則として国家公務員の旅費に関する定め の範囲内で行う。

第11章 会計処理

(適用範囲及び経理の原則)

第38条 協会の経理業務はすべてこの規則に定めるところによらなければならない。

第39条 協会の経理は、法令、定款及び本規則の定めにより処理する。

(会計区分)

第40条 協会の会計は、一般会計及び特別会計をもって運営するものとする。

(会計年度)

第41条 協会の会計年度は、定款の定める事業年度（毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる）とする。

(勘定科目の設定)

第42条 協会の一切の取引は、公益法人会計基準に準拠して定めた勘定科目により処理する。

(会計帳簿・伝票)

第43条 会計帳簿は、次のとおりとする。

(1) 仕訳帳

(2) 総勘定元帳

(3) 補助簿

(経理責任者)

第44条 経理責任者は、財務・会計担当理事とする。

(帳簿書類の保存処分)

第45条 経理に関する帳簿、伝票及び書類の保存期間は、定款及び法令等による特段の定めのあるもののほかは、文書管理規定による。

2 前項の保存期間の起算は、決算の認定が終了した総会に属する事業年度が終了した翌年度の4月1日とする。

(収支予算)

第46条 収支予算書は、事業年度（会計年度）開始前に会長が作成、公示し、理事会の決議を経て、総会において報告する。

第47条 予算の執行者は、会長とする。

2 各事業担当の理事は、所管事項に関し、会長に対して責任を負う。

(出納責任者及び出納事務担当者)

第48条 金銭の出納保管の責に任じるため、出納責任者を置かなければならない。

2 出納責任者は、会長が任命する。

3 金銭の保管及び出納事務を行わせるため、会長は出納事務担当者を置くことができる。

(支払い手続き)

第49条 金銭を支払う場合、出納事務担当者は、支払額に応じ、出納責任者の承認を得て行わなければならない。額の範囲は、会長が定める。

2 支払いを証明する証憑として、最終受取人の署名あるいは捺印のある領収書を受け取らなければならない。所定の領収書が発行されない場合は、別に定める支出額調書を作成しなければならない。

3 金融機関振込みの場合は、振込みを示す書類をもって領収書に代えるものとする。

(手元现金)

第50条 出納責任者は、日々の現金支払いに充てるため、手元现金を置くことができる。

2 手元现金の額は、必要最小限とし、手元现金出納簿に記帳し、その帳尻と現金高は、常に照合しなければならない。

第51条 毎月末において、諸帳簿残高は当該口座と照合しなければならない。

(固定資産)

第52条 この規則において固定資産とは、耐用年数1年以上で、かつ取得価額10万円以上の事業用の有形固定資産と、その他の固定資産としての無形固定資産及び1年以上保有する長期の投資等の資産をいう。

2 有形固定資産の購入は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札になじまないもの、もしくは随意契約がより合理的であると判断されるものについては、この限りではない。

第53条 固定資産の管理責任者は、固定資産管理台帳を整備し、つねに適正に管理しなければならない。

(物 品)

第54条 物品とは、取得価格10万円未満の費用支出による資産をいう。

2 物品の購入は、収支予算に基づいて、事務局長の専決をもって行う。

3 物品は、適正に管理しなければならない。

(郵券、印紙等)

第55条 郵券、印紙、証紙等有価証券は、あらかじめ買い置くことができるが、受払簿による適正な管理をしなければならない。

(印刷製本等)

第56条 印刷製本等の業務委託契約をするときには、競争入札による。ただし、1件の金額が50万円未満のもの、又は競争入札になじまないもの、もしくは随意契約がより合理的であると判断されるものについては、この限りではない。

(決 算)

第57条 決算は、毎月末の月次決算と毎年3月の年度決算に区分して行う。

2 出納責任者は、毎月末に合計残高試算表(貸借対照表及び損益計算書)を作成しなければならない。

3 年度決算において会長は、次の第1号から第5号までの書類を作成し、監事の監査を受けた後、監事の監査報告書を添えて理事会で承認を受け、総会においては定款第41条第2項のとおりとする。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

第58条 固定資産の減価償却は、定額法及び定率法(取得価額が10万円以上20万円未満の資産は、一括償却資産として3年均等償却)による。また、耐用年数は、「減価償却資産の

耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に準拠する。

（委任）

第59条 会計処理に関し、この規則に定めのない事項は、会長が定める。

第12章 規則の改廃

（規則の改廃）

第60条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て、総会において報告するものとする。

附 則

1 2014年5月19日制定

2 2016年1月23日一部改正

3 この規則の施行により「入会審査規則」・「会費規則」・「総会運営規則」・「理事選挙規則」・「理事会運営規則」・「旅費規則」・「埋蔵文化財保護対策委員会規則」・「常置委員会及び小委員会設置規則」・「会計処理規則」・「定款」の改正に伴い規則等の一部を改正する規則を廃止する。

4 2016年4月1日施行